【規程番号　神女大短Ⅳ－011】

学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学成果有体物取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱いに関する必要な事項を定め、教育・研究活動及び産業上の利用を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　「成果有体物」とは、研究の過程及び結果において創作又は取得した有体物であって、学術的かつ財産的価値を有する以下のものをいう。

試薬、材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等）

２　「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学園の教職員（非常勤教員を含む。）

(2) 本学の学生及び研究生であって、この規程の適用を受ける契約がなされている者

(3) その他、この規程の適用を受ける契約がなされている者

３　「創作者」とは、教職員等であって、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

（権利の帰属）

第３条　教職員等が職務上、本学園の資金又は本学園が管理している資金により、本学園の施設・設備等を使用して創作又は取得した成果有体物に係る権利は、原則として本学に帰属する。

２　前項の規定にかかわらず、教職員等が本学以外の機関（以下「第三者」という。）との共同研究において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、予め締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議の上その帰属を決定する。

（管理）

第４条　成果有体物については、その創作者が当該成果有体物を適切に管理しなければならない。ただし、本学が管理することが適切であると認めるときは、当該創作者が所属する学科等に管理させることができる。

（提供）

第５条　創作者は、学術研究又は産業利用のために必要があると判断した場合は、本学の教職員等又は第三者に対し、成果有体物の提供を行うことができる。

２　創作者は、成果有体物を第三者に提供しようとするときは、「成果有体物提供届出書（様式１）」を学長に提出しなければならない。本学は、提供の条件について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。

３　成果有体物を産業利用のために第三者へ提供する場合は、原則として有償とする。この場合において、その対価は協議して決定するものとする。

４　本学は、本学から成果有体物の提供を受けた第三者による当該成果有体物の使用又は保有に起因するいかなる結果に対しても、一切の責任を負わない。

（受入れ）

第６条　教職員等は、学術研究のために必要があると判断した場合は、本学の教職員等又は第三者から、成果有体物の受入れを行うことができる。

２　教職員等は、成果有体物を第三者から受入れようとするときは、「成果有体物受入届出書（様式２）」を学長に提出しなければならない。

（提供及び受入れの制限）

第７条　第５条及び第６条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、教職員等は当該成果有体物を本学の教職員等又は第三者に提供したり第三者から受入れたりしてはならない。

(1) 関係法令又は本学規則等に違反するもの

(2) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの

(3) 第三者の研究者が創作又は取得したものであり、当該第三者において提供が禁止されているもの

(4) 個人の情報が特定されるもの

(5) 生命や環境に重大な影響を与える恐れのあるものであり、その安全対策等が確保されていないもの

(6) 本学が提供又は受入れを禁止したもの

（補償金）

第８条　本学園は、成果有体物の提供により収入を得た場合は、その収入から実費等を控除した金額の２分の１を補償金として創作者に配分する。

（退職後の取扱い）

第９条　本学は、創作者が退職（契約を終了）する場合には、当該創作者の退職後の研究活動に支障をきたさないようにするため、原則として、当該成果有体物に係る権利を退職と同時に当該創作者に帰属させる。

２　当該創作者は、前項の定めにより自らに帰属することになった成果有体物については、退職後も引き続き適切に管理しなければならない。

（事務）

第 10 条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する

附　則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。（事務組織名称の変更）